

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等（概要）（別添資料）

2. 募集期間

平成 24 年 4 月 23 日（月）～平成 24 年 5 月 7 日（月）必着

3. 意見の提出方法

意見は下記の様式により、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
電話での受付はできませんので予めご了承ください。

○電子メールの場合

アドレス aigo-seirei04@env.go.jp

○郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5 号館
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室宛て

○FAX の場合

FAX 番号03-3581-3576

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室宛て

[意見提出用紙] の様式

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等（概要）」に関する意見

○意見提出者名（企業・団体の場合は、会社名／部署名／担当者名）：

○住所：〒

○連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレス：

○意見：

4. 資料の入手方法

○ 環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp>）のパブリックコメント欄（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）を参照下さい。

○環境省自然環境局総務課動物愛護管理室の窓口に備付け

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号 中央合同庁舎 5 号館 26 階（公園側）

5. 注意事項

- 意見は、日本語で提出願います。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 郵送、FAX の場合は A4 サイズの用紙に記載の上、提出願います。
- 締切間際は、FAX 回線が混み合う可能性がありますので、あらかじめ余裕を持ってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。
- 本意見募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は無効とさせていただきます。
- 頂いた意見については、住所、個人名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますのであらかじめ御承知置きください。なお、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。